

地区まちづくりのすすめ方

～みなさんで住みやすい「まち」をつくりませんか？～

あなたの住むまちで
気になっていることは
ありませんか？

より良いまちを目指して
まちづくり活動を
はじめませんか？



台東区都市づくり部まちづくり推進課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
03-5246-1366,1368 (直通)

平成28年4月発行

みなさんで住みやすい「まち」をつくりませんか？

例えば・・・

広場や緑地をふやしたい。



あんぜん・あんしんな住環境を守りたい。



商店街のにぎわいを取り戻したい。



子供たちの教育環境を守りたい。



住みやすい「まち」を実現するために
区民のみなさんが中心となって
「まちづくりルール」をつくるための活動を応援します！

具体的なまちづくりの流れや
区の支援制度については
次ページ以降をご覧ください

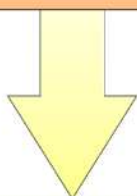


まちづくり活動の流れ ステップ1

はじめの一步～組織づくり

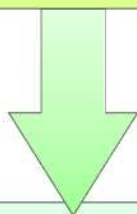
自分たちが生活するまちについて 関心や問題意識を持ちましょう

- ・公園や緑が少ない…
- ・建物が密集していて、災害があった時に心配…
- ・商店街の店舗が減ってマンションが増えている…



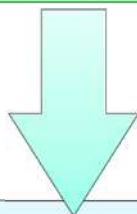
まちについて話し合う 仲間を集めましょう

まちづくりを進めるためには、みなさんの自主的な活動が重要です
町会、PTA、商店街など身近な組織に相談して仲間を集めましょう。



まちづくり相談員を呼んで 仲間と一緒に勉強会などを開催しましょう

専門家からのアドバイスや勉強会などを通して
みんなで**まちの将来のすがたや方向性**を考え、共有しましょう。



まちづくりルールを検討するための 組織を立ち上げましょう

みなさんの想いを形にするためには、組織づくりが重要です。

まちづくり相談員とは…?

都市計画や建築などまちづくりに関する資格や知識を有する経験豊富なまちづくりの専門家です！



区の支援

- ・相談受付
- ・情報提供



区の支援

まちづくり
相談員の派遣

まちづくり活動の流れ ステップ2

活動期～ルールづくり

まちづくりルールについて
具体的な検討や活動を始めましょう

勉強会の開催や先進事例の視察、
ワークショップの開催などのお
手伝いもします！

検討したルール（案）について
地域の皆さんとの合意形成を進めましょう

活動内容を周知するための
広報誌の発行にかかる費用
の補助もあります！

まちづくりルールの完成

完成したまちづくりのルールを、「地区計画」や「景観地区」といった都市計画や、「建築協定」や「景観協定」といった地域のルールなどに当てはめて制度化しましょう。

まちづくりルールの運用



区の支援

- ・まちづくり相談員の派遣
- ・協議会活動への補助



みんなでまちづくりを
すすめましょう！

まちづくり組織に対する区の支援制度のご紹介

まちづくり相談員派遣制度

例えば・・・

- ・統一感のある街並みを実現するための手法の紹介や街並みのシミュレーションをします。
- ・建築士による敷地共同化プランの作成をします。
- ・地域の実情にあったまちづくりルールを提案します。
- ・まちづくり活動を行ったことがない方のためにまちづくり活動に必要な組織の運営や、地域の課題整理・目標設定などのお手伝いをします。

まちづくり活動推進団体補助金制度

例えば・・・

- ・まちづくり活動の内容や地域のトピックスを掲載した広報誌の発行
- ・まちづくり先進事例見学会の開催
- ・まちづくりの講師を招いての勉強会の開催

などの活動に対する補助を行います。

その他

区の職員も打合せや会議に参加し、まちづくり活動をするみなさんをサポートします。



* 詳しくは「まちづくり推進課」までお問合せください。

【参考】まちづくりルール例



御徒町駅周辺地区 他2か所

地区計画

- ・良好な市街地環境や美しい街並みを形成するために、地区の特性にあったルールをきめ細かく定めるものです。
- ・まちづくりの目標や方針等と、建築物等の具体的な基準を都市計画として区が定めます。



景観地区

- ・良好な景観を形成、維持保全していくために、景観に関する事項を定めるものです。
- ・都市計画として区が定めます。
- ・現在、区内での事例はありません。



谷中三崎坂建築協定地区

建築協定

- ・住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進するために、建築基準法の規定より厳しい基準を定めるものです。
- ・区域内の土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、区の認可を受けます。



伝法院通り江戸まちづくり景観協定
他6か所

景観まちづくり協定

- ・良好な景観を形成、維持保全していくために、景観に関する事項を定めものです。
- ・法律に基づく任意協定で、土地の所有者等が協定を締結し、区の認可を受けます。